



< 内容 >

- ◎コミュニティセンター検討委員会
 - ・検討委員会
 - ・検討委員
- ◎公民館
 - ・公民館の目的と事業
- ◎坂井市のまちづくり
 - ・まちづくり協議会の設立
 - ・まちづくり基本条例制定
 - ・コミュニティセンター化の経緯
 - ・コミュニティセンター化の背景
- ◎公民館からコミュニティセンターへ
 - ・コミュニティセンター移行とは
 - ・コミュニティセンターになっても変わらないこと
 - ・コミュニティセンターになって何がかわるのか
 - ・これからの地域づくり活動に求められること
- ◎コミュニティセンター移行後のイメージ
- ◎市民が集うコミュニティセンター

コミュニティセンター検討委員会

委員会等	開催日	議題等
第1回	H25. 7. 2	・コミュニティセンターに係る市の基本的な考え方について 外
第2回	H25. 8.28	・コミュニティセンターの管理及び運営の範囲について 外
視察研修	H25.10. 3	近江八幡市 市まちづくり支援課、八幡学区まちづくり協議会 外
第3回	H25.10.22	・視察研修を受けて 外
第4回	H25.11.28	・コミュニティセンター及びまちづくり協議会の業務等について 外
第5回	H26. 1.21	・各まちづくり協議会の現状把握について 外
第6回	H26. 3.20	・検討結果（中間）報告書（案）の確認について
中間報告	H26. 3.31	検討結果（中間）報告書 市長提出



コミュニティセンター検討委員会

委員会等	開催日	議題等
第7回	H26. 6. 5	・コミュニティセンター移りの趣旨と今後の検討課題について 外
第8回	H26. 7.17	・社会教育及び生涯学習の事業推進について 外
第9回	H26. 8.20	・コミュニティセンター化に伴う職員体制について 外
第10回	H26. 9.26	・コミュニティセンターに係る例規（案）について 外
第11回	H26.11.10	・検討結果報告書（案）について
結果報告	H26.11.19	検討結果報告書 市長提出



コミュニティセンター検討委員会

★コミュニティセンター検討委員会 委員構成

所属等	人数	備考
学識経験者	2名	
地域協議会	4名	各町から1名ずつ選出
区長会※	4名	〃
まちづくり協議会会長	4名	〃
公民館長	4名	〃
計	18名	

※区長会会長は平成26年度第7回以降から



4月1日から

公民館はコミュニティセンターに変わります

社会教育・生涯学習の場に加えて
地域づくり・まちづくりの拠点へ



公民館

★公民館の目的と事業

「市町村その他一定の区域内のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」

(社会教育法第20条)

「定期講座開設、討論会・講習会・講演会・実習会・展示会等開催、図書・記録・模型・資料等の利用、体育・レクリエーション等の集会開催、団体・機関の連絡、施設を住民の集会他公共的利用に供する」(同法第22条)



坂井市のまちづくり

協働のまちづくりの推進-①

★まちづくり協議会の設立

- 平成19年～20年にかけて市内全23地区において設立
- 公民館を拠点として地域の特性を生かした、住民主体のまちづくり

協働のまちづくり

市民と市が協働して
まちづくりに取り組む



坂井市のまちづくり

協働のまちづくりの推進-②

★まちづくり基本条例制定（市のまちづくりの最高規範）

●協働のまちづくり推進の明確化

市民と市は自治の主体としての役割と責任を自覚し、協働のまちづくりを推進する

¶まちづくり基本条例 第30条

まちづくり協議会の設置を明記

- 地域の住民に開かれ、市やその他の組織と協働・連携して活動
- 市は、まちづくり協議会の自主性及び自立性を尊重するとともに、活動に対し必要な支援を行う



坂井市のまちづくり

協働のまちづくりの推進-③

★コミュニティセンター化の経緯

●坂井市公共施設マネジメント自書（平成24年3月）

- ・公民館をコミュニティセンターへ移行

●坂井市総合計画後期基本計画（平成25年3月）

- ・まちづくり協議会の活動拠点である公民館を地域コミュニティの拠点と位置づけ、コミュニティセンターへの移行を推進する



坂井市のまちづくり

協働のまちづくりの推進④

★コミュニティセンター化の背景

- ①まちづくり協議会の設立と地域づくり活動の活発化
- ②まちづくり基本条例制定による協働のまちづくりの推進
- ③基本計画等におけるコミュニティセンター化の方向性

コミュニティセンター化



公民館からコミュニティセンターへ

★コミュニティセンター移行とは

公民館の社会教育・生涯学習機能に加えて、地域づくりを支援する体制を整えること



公民館からコミュニティセンターへ

★コミュニティセンターになっても変わらないこと

●センターは「公設公営」

- ・貸館業務や施設の維持管理は今まで通り、市で行います。



●定期講座等はセンター事業として引き継ぎ

- ・公民館が実施している定期講座等はセンターの事業として引き続き実施します。



●センターの利用も従来通り

- ・自主講座サークルや一般者の利用についても変わることはなく、今までどおりの利用ができます。



公民館からコミュニティセンターへ

★コミュニティセンターになっても何が変わるのか

市は地域づくり活動に対する支援を充実します

- ・社会教育施設に加え、地域づくりの拠点施設として位置付けます。
- ・所管を市長部局とし、幅広い地域活動に対し全庁体制で支援します。
- ・センター長は、行政やまちづくり協議会と連絡調整を行い、地域づくりのコーディネーター役を担います。



公民館からコミュニティセンターへ

★これからの地域づくり活動に求められること

①地域における身近な課題への取組み

★地域コミュニティ醸成による「共助」の強化

②幅広い分野に対応した活動と支援

★地域と市の協働のまちづくり体制の強化

③学びを生かした地域づくり

★社会教育・生涯学習と地域づくりの融合



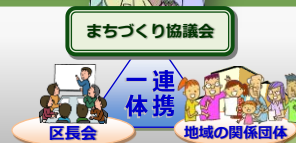
公民館からコミュニティセンターへ

①地域における身近な課題への取組み

★地域コミュニティ醸成による「共助」の強化

◆まちづくり協議会の組織強化

- ・組織、運営について確認
- ・区長会との連携、各種団体の加入



◆地域の自主的・主体的な活動を支援

- ・地域のための交付金の運用方法の改善



◆地域づくりに係る情報交換・共有

- ・まちづくり協議会間の定期的な情報交換



公民館からコミュニティセンターへ

② 幅広い分野に対応した活動

★ 地域と市の協働のまちづくり体制の強化

◆ センターを地域づくりの拠点施設へ

- ・ 所管を市長部局とし、幅広い地域づくりに対して、担当課が支援

【地域づくり活動拠点】
コミュニティセンター



◆ 協働のまちづくりの実践の場へ

- ・ センター長が地域づくり活動を支援



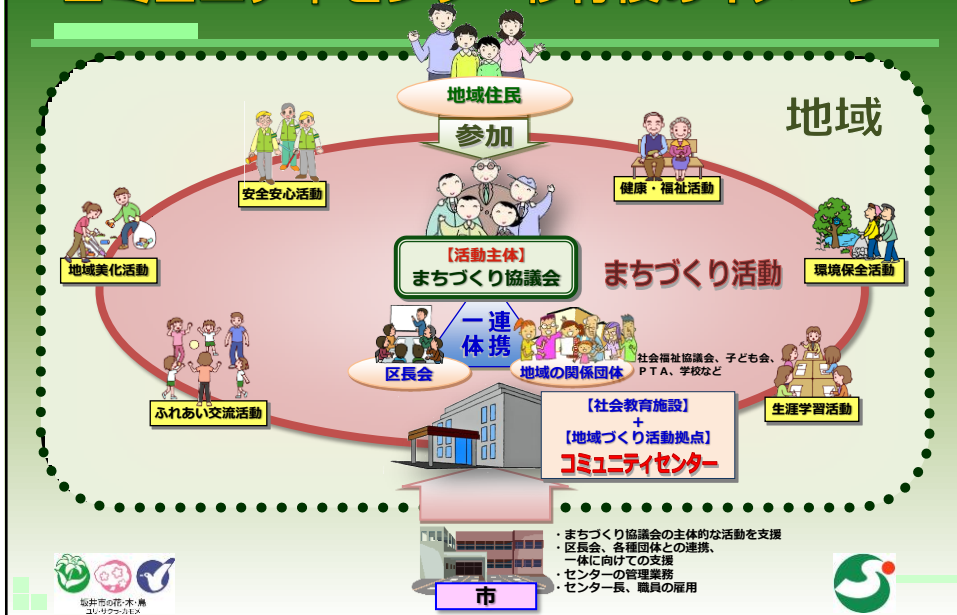
公民館からコミュニティセンターへ

③ 学びを生かした地域づくり活動

★ 社会教育・生涯学習とまちづくりの融合



コミュニティセンター移行後のイメージ



市民が集うコミュニティセンター



市民が集うコミュニティセンター

地域づくりの主演 地域住民

一人の100歩より百人の1歩



坂井市の花・木・緑
コミュニティセンター



コミュニティセンター移行に係る 説明会



坂井市の花・木・緑
コミュニティセンター

